

(仮称) 佐藤ヶ平風力発電事業計画段階配慮書に対する
環境の保全の見地からの知事意見

1 総論

(1) 青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生制度を踏まえた対応

「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」が令和7年3月28日に公布され、同年7月1日に施行されることから、再生可能エネルギー発電事業の実施に当たっては、同条例で定める地域区分を確認した上で事業計画の検討を進めるとともに、今後、環境影響評価を実施しながら、十分な時間をかけて関係自治体及び周辺地域の住民等と良好な関係を構築し、自然・地域と再生可能エネルギーとの共生が図られた事業計画の検討を進めること。

(2) 事業計画の検討及び見直し

本配慮書に対する環境の保全の見地からの意見を踏まえ、環境影響評価項目を適切に選定し、現地確認を含めた必要な情報の収集・把握を適切に行うこと。

それにより、環境影響の重大性の程度を整理した上で、環境影響を回避又は極力低減するよう事業実施想定区域を絞り込み、風力発電設備の配置等を適切に決定すること。

風力発電設備の配置等の決定に当たっては、環境影響の回避・低減を優先的に検討し、事業性を優先的に検討することがないようにし、その検討過程を方法書以降の図書に記載すること。

事業実施による重大な影響を回避又は十分に低減できない場合は、風力発電設備の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

(3) 累積的な影響

事業実施想定区域及びその周辺には、既存及び計画中の風力発電事業が複数存在していることから、これらの事業との累積的な環境影響が懸念される。このため、同区域及びその周辺の他事業について十分に情報収集した上で、本事業との累積的な環境影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備の配置等を検討すること。

(4) 関係機関等との連携及び地域住民等への説明

事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、関係市町村及び地

域住民等の意見を踏まえること。

また、事業実施想定区域及びその周辺における関係法令等による規制状況を踏まえて、関係機関等との調整を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施するとともに、環境影響評価法で開催が義務付けられている説明会を活用するなどし、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明や意見交換を行うこと。

(5) 電子縦覧の継続

環境影響評価図書は、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、インターネット公開時に印刷やダウンロードを可能とするとともに、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表に努めること。

2 各 論

(1) 騒音及び風車の影

事業実施想定区域及びその周辺には、住居等が存在していることから、施設の稼働に伴う騒音及び風車の影が生活環境に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、住居等への影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備を住居等から離隔することなどにより、生活環境への影響を回避又は極力低減すること。

(2) 水環境

施設設置及び道路改変工事に伴う土砂及び濁水が流出すること等により、大畑川水系の水質（水の濁り）に影響を及ぼすおそれがある。このため工事の実施に伴う水質への影響（その結果として魚類等水生生物（イワナ、ヤマメ、アユ、カワシンジュガイ、コガタカワシンジュガイ等）の生息環境への影響も含む）について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、工事中の土工量を抑制し、かつ沈砂池を設置することなど適切な環境保全措置を講ずることにより、水質への影響を回避又は極力低減すること。

(3) 動 物

ア 事業実施想定区域周辺では、チチブコウモリ、ヒナコウモリ及びヤマコウモリの生息が確認されており、このうち、チチブコウモリは現状において、青森県内では当該区域周辺のみで確認されている種である。事業の実施により、これらコウモリ類に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から生態特性を聴取した上で適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、環境保全措置を講ずる等により、コウモリ類への影響を回避又は極力低減すること。

イ 事業実施想定区域周辺にはオジロワシ、オオワシ、クマタカ等の生息地が存在する。また、当該区域の北側（佐藤ヶ平の北東側）には崖が存在し、イヌワシやハヤブサが利用する可能性が高い。このため、施設の稼働によりこれら希少猛禽類の生息に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、専門家から生態特性を聴取した上で事業実施想定区域及びその周辺で猛禽類の生息状況調査を適切に行い、その結果を踏まえて、環境保全措置を講ずる等により、希少猛禽類への影響を回避又は極力低減すること。

ウ 事業実施想定区域周辺には、希少猛禽類やガン・ハクチョウ類等の渡りの移動経路があることから、施設の稼働により、これら鳥類の渡りに重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、専門家から生態特性を聴取した上で渡りの時期の調査を適切に行い、その結果を踏まえて、環境保全措置を講ずる等により、鳥類の渡りへの影響を回避又は極力低減すること。

エ 事業実施想定区域の一部に鳥獣保護区に含まれる既存林道があり、事業実施に伴い当該林道の改変の可能性がある。このため、事業実施による鳥獣保護区への影響について慎重に調査し、関係機関とも十分に調整を行った上で、事業計画の検討に当たっては、鳥獣保護区の改変を回避又は極力低減すること。

(4) 植 物

事業実施想定区域内には、重要植物群落である燧岳山腹ブナ群落を含む植生自然度9の自然林がある。原生のブナ群落は極めて希少であり、事業実施により、ブナ群落を含む植生自然度の高い自然林に重大な影響を及ぼすおそれがあることから、事業計画の具体的な検討に当たっては、ブナ群落を含む自然林の詳細な調査を行った上で、植生自然度の高い自然林のエリアを除外すること。

(5) 景 観

事業実施想定区域周辺には、奥薬研溪谷等の主要な眺望点や、むつ市役所大畑庁舎等の日常的な視点場が存在しており、事業実施により、これらの眺望点等からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、十分な現地調査により、眺望点等からの景観の特性等を把握した上でフォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野等を考慮した客観的な予測及び評価を行い、その結果を踏まえて、眺望景観への影響を回避又は極力低減するための風力発電設備の配置や基数等を検討すること。

(6) 人と自然との触れ合いの活動の場

事業実施想定区域の一部に自然公園地域（第2種特別地域）に含まれる既存林道があり、事業実施に伴い当該林道の改変の可能性がある。このため、事業実施による自然公園地域への影響について慎重に調査し、関係機関とも十分に調整を行った上で、事業計画の検討に当たっては、自然公園地域の改変を回避又は極力低減すること。

(7) 残 土

今後の造成計画の結果、事業実施想定区域内に土捨場を設置する場合には、方法書以降の図書に残土の量、土捨場の構造等を適切に記載すること。事業実施想定区域外に搬出する場合は、搬出場所を示すとともに搬出先の関係機関等と十分に調整を行い、適切に処理計画を策定すること。

なお、これらの土捨場に関する事項や土捨場造成に伴う周辺環境への影響については、地域住民に十分かつ丁寧に説明すること。

(8) その他

ア 事業実施想定区域は、その大部分が水源かん養保安林であり、一部に土砂流出防備保安林も存在していることから、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがある。このため、事業計画の具体的な検討に当たっては、その機能に影響を及ぼすことがないように、保安林を除外すること。

また、保安林が当該設備に隣接している場合には、尾根筋、風衝地等での樹林の伐採や大規模な地形の改変等により保安林の機能低下を招かないよう配慮するほか、資材の運搬に当たっては、ルート沿いの保安林の機能低下を招かないよう十分配慮すること。

イ 事業実施想定区域内の東側林道端部には、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域及び山腹崩壊危険地区が存在し、また、南側林道端部には、砂防指定地が存在することから、土地の改変等により、土砂災害を誘発するおそれがある。当該林道は資材等の搬入路の整備等に伴い、土地の改変の可能性があることから、関係機関と十分な調整を行うとともに、事業実施によるこれら危険区域・地区、警戒区域及び指定地への影響について慎重に調査、予測及び評価を行うこと。

その上で、事業計画の具体的な検討に当たっては、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の変更を回避するとともに、改変量を抑制し、周辺環境への影響を回避又は極力低減すること。